

遊漁船への安全設備義務化にかかる補足説明資料

(2026.4月)

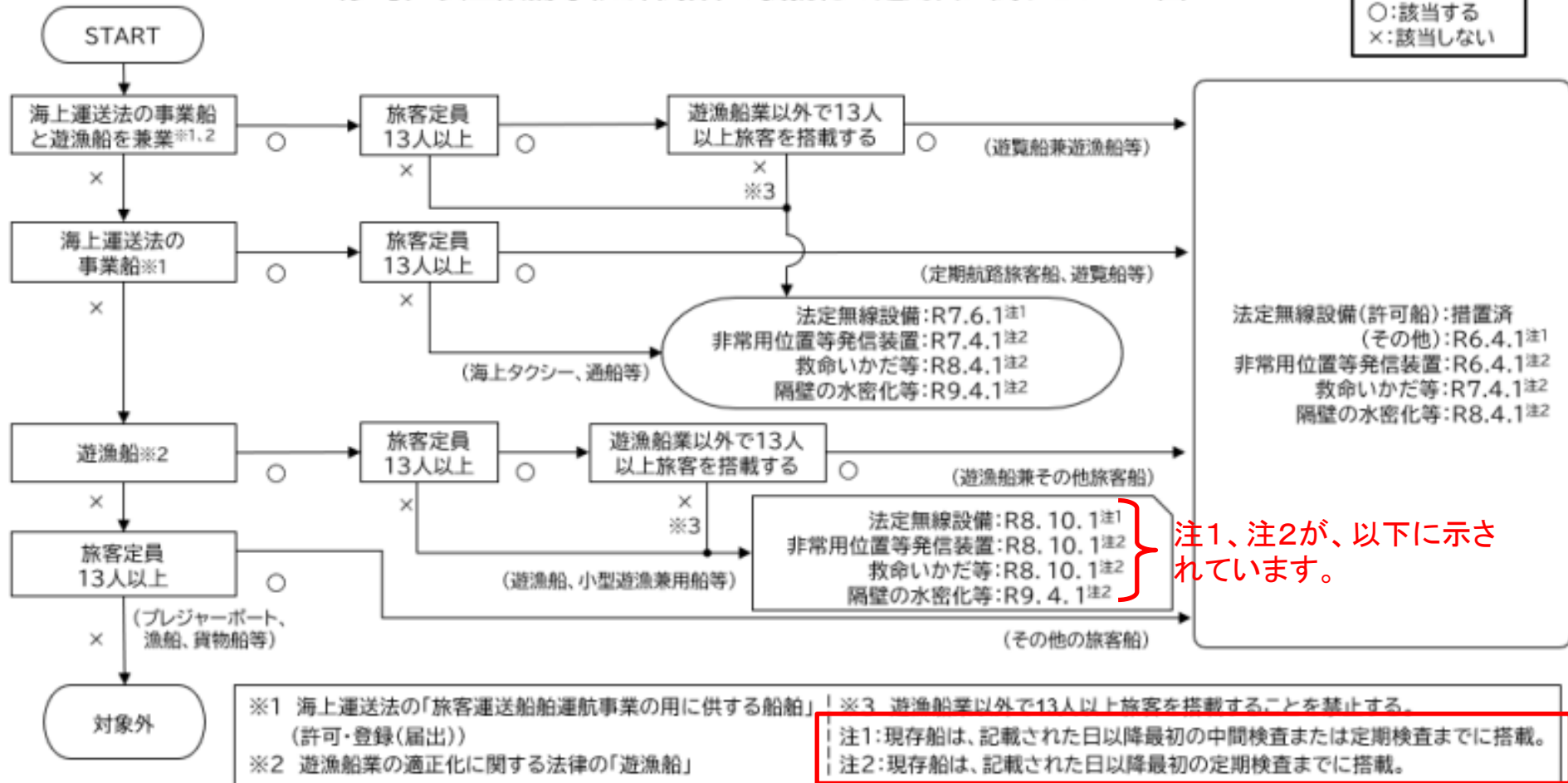
- ①: 遊漁船への適用日と経過措置の実施予定について
- ②: 平水区域の定義とその区域図について
- ③: 自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法
- ④: 救命いかだ等の搭載を要しない方法を組み合わせた例について

①： 遊漁船への適用日と経過措置の実施について

安全設備等の義務化の適用日

(参考) 安全設備等(知床関係)の義務化の適用日に関するフロー図

○:該当する
×:該当しない



適用日以降の経過措置(実際に検査で設備の積付が確認されるタイミング)

無線 :適用日以降にくる最初の間中検査又は定期検査(いずれか早いほう)

無線以外:適用日以降にくる最初の定期検査

(この検査がくるまでは、適用日以降であっても、上記の設備を設置しない状態でも航行可能です。)

②:平水区域の定義とその区域図について

平水区域について

- 船舶安全法上では平水、沿海、近海、遠洋の大きく4つの区域に大別されて船舶の安全設備に対する技術基準が定められています。
- このうち平水区域とは、船舶安全法施行規則第1条第6項で規定され、湖、川及び港内の水域並びに全国で個別に指定されている水域（1号～49号）のことで、上記の4つの区域のうち最も海面が穏やかな水域を指します。
- 今回の安全設備の強化は、平水区域を超えて航行する遊漁船に対して課されるものとなります。（一部例外があります。※1、※2を参照ください。）

(※1：無線については、湖川港内以外の平水区域及び琵琶湖で事業を行う場合は、無線施設免除申請を検査のタイミングであわせて提出することによって、携帯電話を無線設備として使用することができます。)

(※2：救命いかだ等の場合は、この航行区域に加え、さらに、水温の条件が加わりますので、平水区域であっても水温が10度未満の場合は、積付けが必要となり、一部の規模の大きい水域は、湖であっても港則法の港域外の水域では、救命いかだ等が要求されます。なお、島根県においては、宍道湖と中海は平水区域ですが、港則法の港域外の水域では、水温10度未満で、救命いかだ等が必要となります。ただし、営業航行する水域が宍道湖のみに制限されている場合は、遊漁船の適正化に関する法律における遊漁船に該当しないため、取扱いそのものが変わります。

(スライド18ページ参照)

航行区域の区域図について

以下のJCIのホームページで、平水区域やその他の航行区域を図で把握することが可能です。



JCI 日本小型船舶検査機構
Japan Craft Inspection Organization


Google 提供

TOP <https://jci.go.jp/areamap/index.html>


ホーム > 航行区域参考図





航行区域参考図

航行区域参考図について

お客様が所有している小型船舶が航行できる範囲は、 船舶検査証書の「航行区域又は従業制限欄」に文章で記載されていますが、文章だけではどこまで航行可能なの理解し難いのが現状です。
 このため、JCIでは、船舶検査証書に記載されている「航行区域」をわかりやすく表現した「航行区域参考図」を作成しました。
 また、小型船舶ご購入を検討されている方にも、限定沿海区域の「航行区域」をご確認いただけるように、都道府県またはJCI支部からも検索できるようになっていますので、是非ご利用ください。

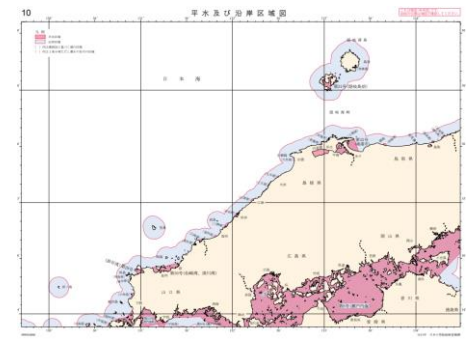
検索方法

リンク先から参考図のPDFファイルを表示または検索できます。
 航行区域は、必ず  船舶検査証書の「航行区域又は従業制限欄」でご確認ください。



航行区域等	参考図の表示方法	リンク先
平水区域 沿岸区域	リンク先の索引図からエリアを選択して該当の参考図を表示できます。	
限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外)	小型船舶を所有されているお客様 リンク先の「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」から該当の参考図を検索できます。	
	小型船舶の購入をご検討中のお客様や航行区域の変更をご検討中のお客様 「都道府県」または「JCI支部」の名称から検索できます。	
限定沿海区域 (可搬型小型船舶)	水上オートバイ、その他の自動車等で運搬し使用される可搬型小型船舶の航行区域は、用語解説をご参照ください。	---
沿海区域 A2水域 N-STAR衛星船舶電話の通話	参考図のPDFファイルが開きます。	

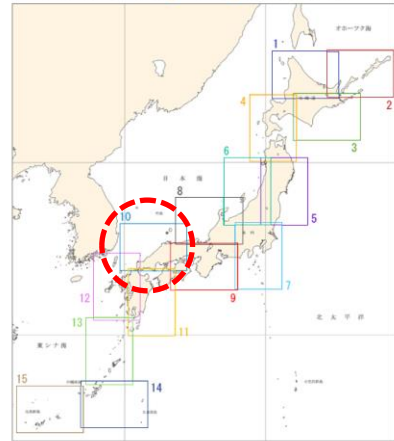
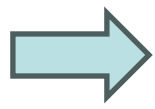


QRコードはこちらです。



平水区域及び沿岸区域

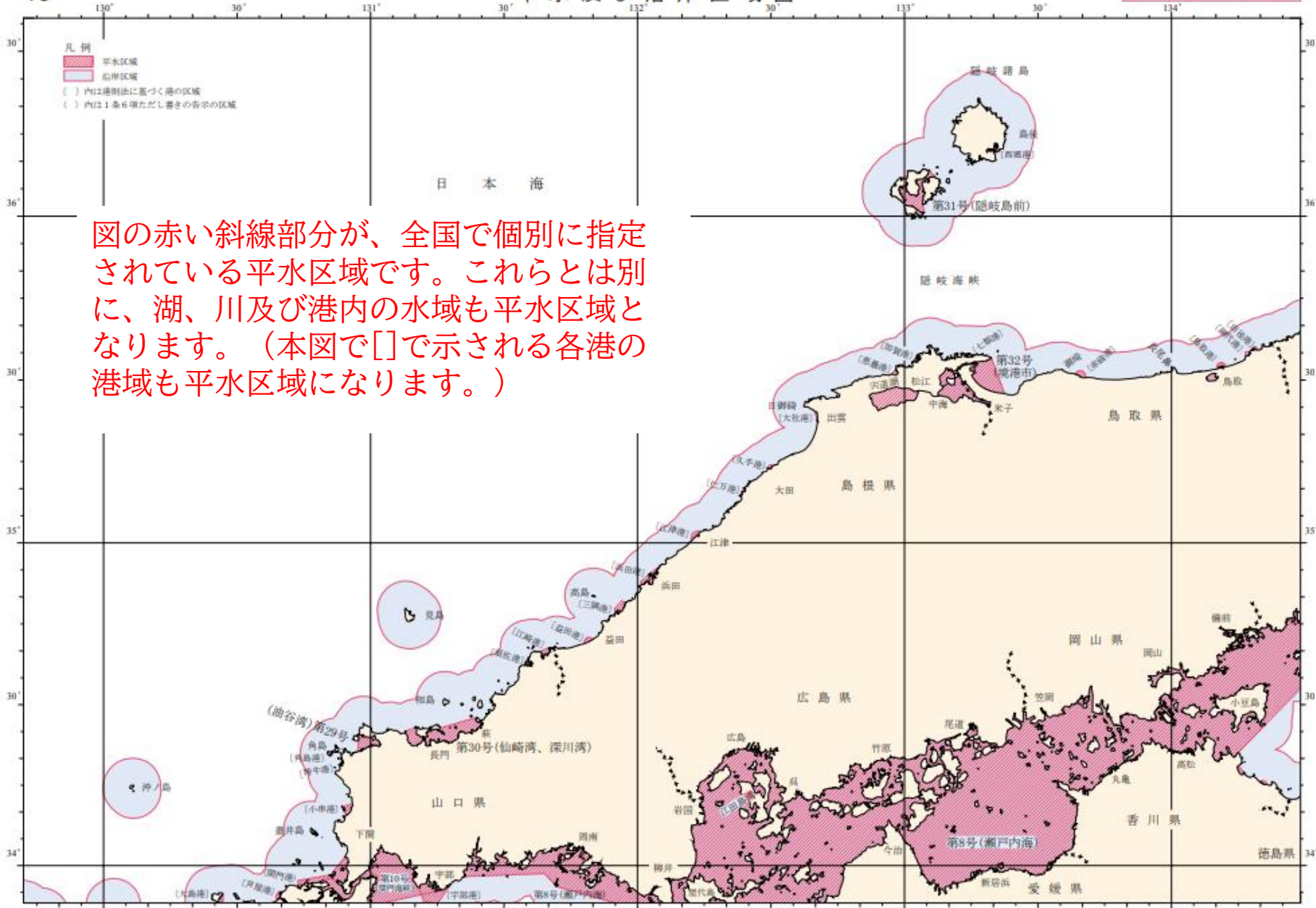
該当エリアをクリックすると平水区域  と沿岸区域  の参考図が表示されます。

(参考) 中国地方の平水区域の図

10 平水及び沿岸区域図

これは図の「参考図」です。白紙の位置は再図で確認ください。



③: 自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法

(いかだ等の搭載を要しない方法を検討する際に活用できます。)

以下のJCIのホームページで、自船の航行区域を図で把握することが可能です。

JCI 日本小型船舶検査機構

QRコードはこちらです



<https://jci.go.jp/areamap/genteienkai.html#shoyuu>

TOP

手続案内

検査制度

登録制度

ホーム > 航行区域参考図 > 航行区域検索ページ (限定沿海)

航行区域検索ページ (限定沿海)

限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外) の参考図の検索

限定沿海区域 (可搬型小型船舶以外) の参考図は、以下から検索できます。

なお、水上オートバイ、その他の自動車等で運搬し使用される可搬型小型船舶は、発着地点を限定することができないため、参考図は作成していません。

小型船舶を所有されているお客様

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力して検索ボタンをクリックしてください。①入力します。

★印の項目は必須です。

船舶検査済票の番号 ★	<input type="text"/> - <input type="text"/>
船舶の長さ ★	<input type="text"/> . <input type="text"/> m

※半角で「-」前後の数字を入力してください

※小数点第2位まで入力してください (入力例: 5.00)

・「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」は、お手持ちの 船舶検査証書、 船舶検査手帳または 船舶検査のご案内でご確認ください。

・沿岸区域を航行することができる場合には、そちらの区域も合わせてご確認ください。

・漁ろうに従事する場合の水域や、搭載する設備の条件により、沖合の距離が制限されている水域には対応していません。

・一部の水域はファイル準備中のため、アイコンのみが表示される場合があります。

・市町村合併などにより航行区域の記載内容は随時見なおしています。このため、お手持ちの船舶検査証書の記載と異なる場合がありますが、航行に支障はございません。なお、次回定期検査や船舶検査証書の書換え又は再交付の際に最新の内容に自動的に書換えられます。

検索

②入力したら、検索ボタンを押します。

船舶検査証書

第2-284号 (書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は換船登録番号	船舶港又は定係港
汽船 船 A	第230-26247号	島根県浜田市
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (4.59メートル)	小型兼用船	国土交通省
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、 (イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。 (ロ)漁ろう以外のことをする間は、島根県出雲日御碕灯台から0度 に引いた線と、同県浜田市を経て、山口県モドロ岬から320度 に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	

ご自身の船舶検査証書の「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。

この例の場合、船舶検査済票の番号は230-26247、船舶の長さは4.59と入力し、下部にある検索ボタンを押します。

自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (2/4)

小型船舶を所有されているお客様

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力して検索ボタンをクリックしてください。

★印の項目は必須です。

船舶検査済票の番号 ★ - ※半角で「-」前後の数字を入力してください

船舶の長さ ★ m ※小数点第2位まで入力してください(入力例: 5.00)

- ・「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。
- ・「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」は、お手持ちの 船舶検査証書、 船舶検査手帳または 船舶検査のご案内でご確認ください。
- ・沿岸区域を航行することができる場合には、そちらの区域も合わせてご確認ください。
- ・漁ろうに従事する場合の水域や、搭載する設備の条件により、沖合の距離が制限されている水域には対応しておりません。
- ・一部の水域はファイル準備中のため、アイコンのみが表示される場合があります。
- ・市町村合併などにより航行区域の記載内容は随時見おしています。このため、お手持ちの船舶検査証書の記載と異なる場合がありますが、航行に支障はございません。なお、次定期検査や船舶検査証書の書換え又は再交付の際に最新の内容に自動的に書換えられます。

検索

検索結果 更新日: 2025/06/15

島根県浜田市
15ノット

③ファイルが出力されますので、これをクリックします。

④自船の航行区域が図で出力されました。

図の薄青色のエリアが本船の航行区域を指しています。

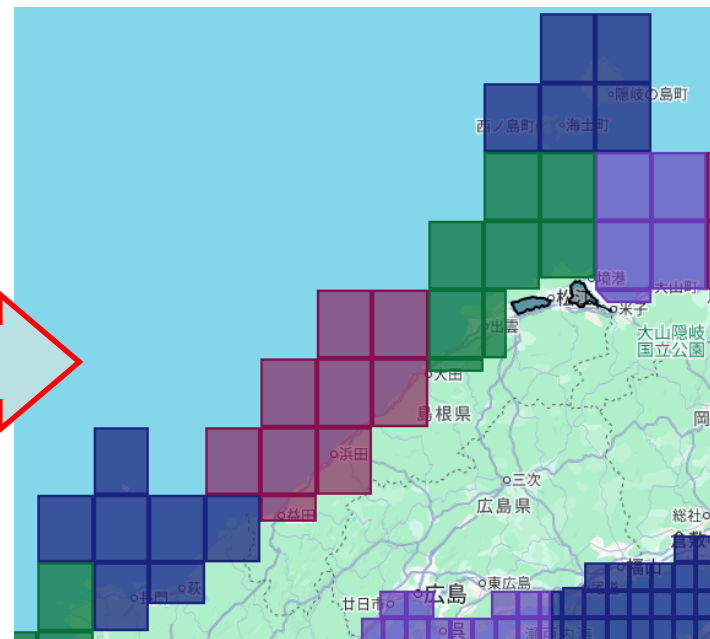
この左の図を、右の海域早見マップと比較していきます。

⑤ 海域早見マップと、図で出力された自船の航行区域を比較して、海域早見マップのうち、どのパネルのエリアに該当するかを調べます。

QRコードはこちらです。



<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5AnleBwm2ioTB5271Qjjz3I&ll=42.11946062400043%2C141.4062808402586&z=9>



母港 | 島根県浜田市-15

沿海区域

ただし、島根県出雲日御碕灯台から0度引いた線と、同県浜田市を経て、山口県モドロ岬から320度引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

017207015

自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (3/4)

← 505_隠岐沿岸_02

名前

505_隠岐沿岸_02

説明

【隠岐沿岸】

- ・ 10度未満：なし
- ・ 15度未満：1/3~4/30
- ・ 20度未満：11/8~6/12
- ・ 20度以上：上記期間以外

【緯度経度情報】

(緯度)

- ・ 南北の北端：北緯36.25度
- ・ 南北の南端：北緯36度

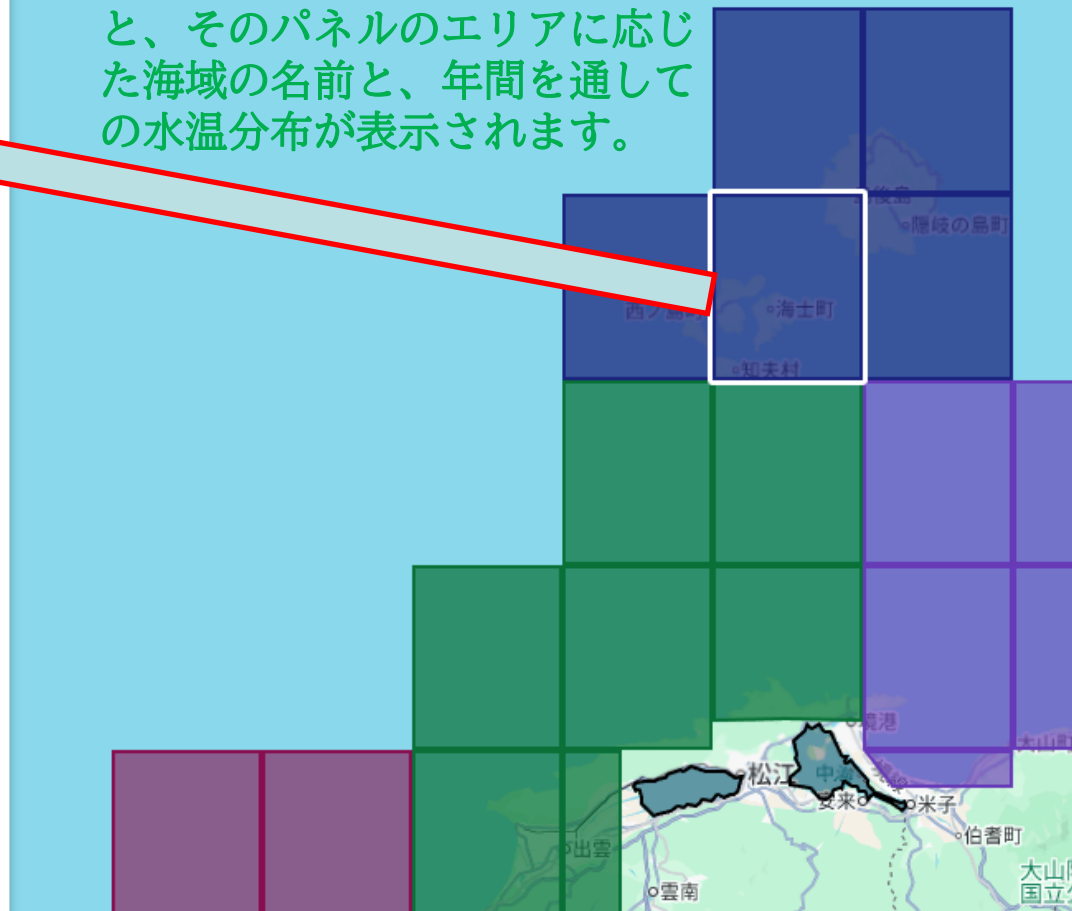
(経度)

- ・ 東西の東端：東経133.25度
- ・ 東西の西端：東経133度

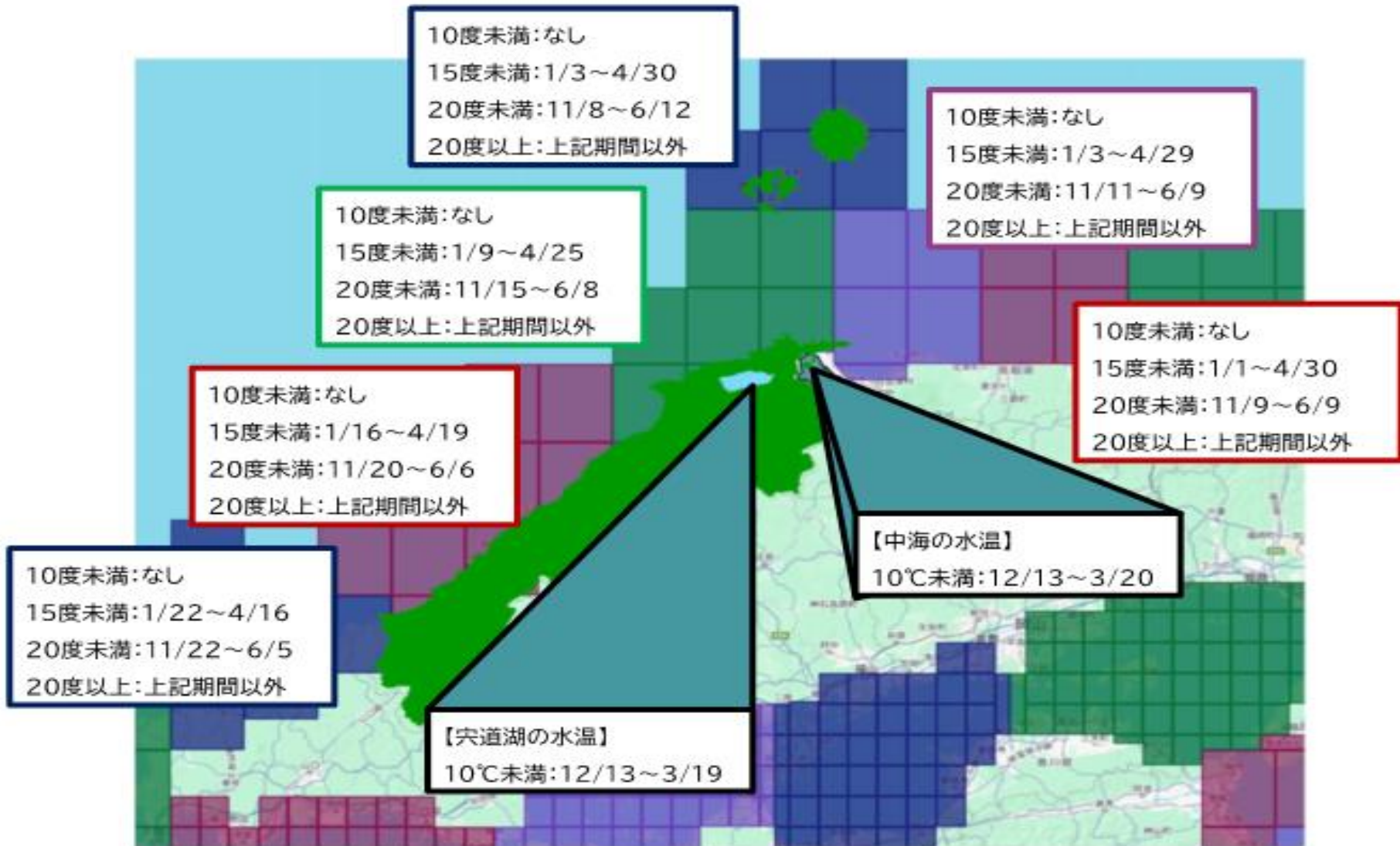
- ・ 濃い青色パネル部の海域番号は505で、名前は「505_隠岐沿岸_02」です。
- ・ 年間を通しての水温分布は上記のとおりです。(青色パネル部分は、すべて同じ条件の海域です。)

この地図はユーザーによって作成されたものです。詳しくは、独自の地図を作成する方法についての記事をご覧ください。

⑥ 水温の海域早見マップを開き、いずれかのパネルをタップすると、そのパネルのエリアに応じた海域の名前と、年間を通しての水温分布が表示されます。



自船の航行区域を海域早見マップと比較する方法 (4/4)



島根県周辺の海域早見マップの各パネルの水温は上図のとおりです。このうち、水温が20度未満となる期間が、水温条件上いかだの積み付けが求められる期間となります。（これに加え、船舶の航行区域でさらに対象となる船舶は絞られます。）

④:救命いかだ等の搭載を要しない方法を組み合わせた例について

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例 (1/4)

救命いかだ等の搭載義務化

対象船舶

➤ 以下の①又は②に該当する船舶のうち、**一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶**が義務化の対象。

- ① 旅客定員13人以上の船舶
- ② 旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)

航行する水域の最低水温	対象船舶※1
10℃未満	すべての船舶（河川、港内、一部の湖を航行するものを除く※2）
10℃以上15℃未満	平水区域を超えて航行する船舶
15℃以上20℃未満	平水区域を超えて航行する船舶（船内に浸水しない構造を有するものまたは母港から5海里以内のみを航行するものを除く）

※1 船舶検査証書の航行区域で判断

※2 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴通湖又は支笏湖が対象であり、それ以外の湖を航行する船舶は非対象

➤ 上記に該当する船舶は、以下のいずれかを義務化。

救命いかだ等の搭載

乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」を搭載



(注)水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合はスライダーを併せて搭載

救命いかだ等の搭載を要しない方法の実施

- 方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 方法② 伴走船と航行（旅客を搭載した営業船(救助定員は確保)での相互伴走も可）
- 方法③ 救助船を配備（水温10℃未満の時期:5分以内、10℃以上15℃未満の時期:10分以内、15℃以上20℃未満の時期:30分以内に現場に到着）
- 方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）
- 方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）

方法②及び方法③における特例

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を予め決定することも可。

適用日

- ①旅客定員13人以上の船舶
 - ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和7年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
 - ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載
 - ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶:令和7年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
- ②旅客定員12人以下の船舶
 - ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和8年4月1日以降最初の定期検査までに搭載
 - ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の定期検査までに搭載

方法①～⑤の詳細については、以下の国土交通省ホームページ中の「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

救命いかだ等の搭載を要しない方法には上記の①～⑤の5つがあります。
この5つは**組み合わせ利用することが可能**です。この例をお示しします。

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(2/4)

例) とある漁船・遊漁船の兼用船の検査証書 (ここでは島根県の海域を例としてご紹介します。)

船舶検査証書

第2- 284号(書換)

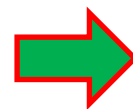
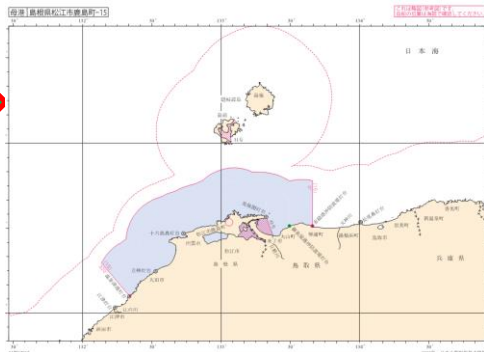
船種及び船名	船舶番号、船舶検査証書の番号又は換船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 船 A	第230-26247号	島根県松江市
総トン数又は船舶の長さ (4.59メートル)	用途 小型兼用船	船舶所有者 国土交通省

航行区域又は従業制限

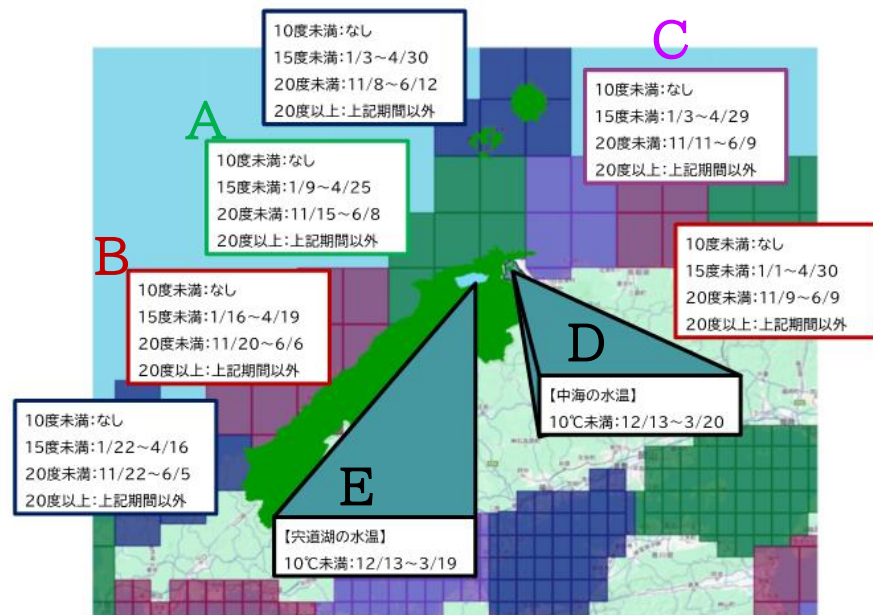
沿海区域

ただし、
(イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から12海里以内の水域に限る。

(ロ)ただし、鳥取県赤碓港沖防波堤灯台から0度に引いた線と、島根県松江市鹿島町を経て、同県温泉津港灯台から320度に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。



この複数の水域の水温期間を合体させる作業は、国土交通省のHPから利用できる申告書作成ファイルを使えば自動で行うことができます。



- 説明の前提として、本船は船首から船尾まで全通する甲板を有している船とします。(いかだの搭載を要しない方法④が適用可能な船です。)
- この船の航行区域の記載のうち、(イ)は本船を漁船として使用する場合のため、この記載は、今回の設備義務化とは関係がありません。(ロ)が本船を遊漁船として使用する場合の航行区域となります。この航行区域を、先に示した方法で図に変換し、海域マップと比較すると、図のA、B、C、D、Eのエリアとなることがわかりました

●例1) 日本海側A,B,Cの海域でのみ営業する場合

D,Eを除く残りのA、B、Cの水域の期間を総合すると以下のとおりとなります。

- :20度以上 ⇒ 6/10～11/10
- :15度以上20度未満 ⇒ 4/30～6/9、11/11～1/2
- :10度以上15度未満 ⇒ 1/3～4/29
- :10度未満 ⇒ なし

●例2) Dの中海、Eの宍道湖のみ(いずれも平水区域)で営業する場合

- :10度未満 ⇒ 12/13～3/20

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(3/4)

●例1) 日本海側A,B,Cの海域でのみ営業する場合

期間 (1月～12月)	水温	いかだ等の搭載を免除するための特例(方法)	組合せ 例1	組合せ 例2	備考
1/1～1/2	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何もありません。
1/3～4/29	10度～15度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(10分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。
4/30～6/9	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何もありません。
6/10～11/10	20度以上	特例の適用自体が不要で、いかだ不要で、従前どおり遊漁船としての営業航行が可能な期間です。	—	—	今回の改正では、水温が20度以上の期間は、そもそも、いかだの積付が要求されていません。
11/11～12/31	15度～20度	方法① : 遊漁船として航行しない又は平水区域のみを航行する。 方法② : 伴走船の特例を使って、船団で営業を行う。 方法③ : 救助船を配備する。(30分以内到着) 方法④ : 船内に浸水しない構造(この例では全通甲板) 方法⑤ : 母港(港域の境界)から5海里以内航行とする。	方法④	方法④	方法④を使う場合、これは船の仕様そのものなので、この期間、船舶所有者のほうで追加で講じる措置は実質的には何もありません。

いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤の組み合わせの例(4/4)

●例2) Dの中海及びEの宍道湖のみ(いずれも平水区域)で営業する場合

期間 (1月～12月)	水温等	いかだ等の搭載を免除するための特例(方法)	組合せ 例1	組合せ 例2	備考
1/1～3/20	10度未満	方法① : 遊漁船として航行しない。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(5分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。
3/21～12/12	10度以上 かつ 平水区域	特例の適用自体が不要で、いかだ不要で、従前どおり遊漁船としての営業航行が可能な期間です。	—	—	今回の改正では、水温が10度以上かつ平水区域の場合は、そもそも、いかだの積付が要求されていません。
12/13～12/31	10度未満	方法① : 遊漁船として航行しない。 方法② : 伴走船と航行。 方法③ : 救助船を配備する。(5分以内到着)	方法①	方法②	方法④と方法⑤は水温が15度未満となる時期は使えないため、使える方法は①②③のいずれかとなります。

なお、中海及び宍道湖にあって、事業の用に供する水域が港則法の港域の範囲内に制限されている場合は、水温にかかわらず、救命いかだ等の搭載は、通年不要となります。

宍道湖のみを航行する釣り客を乗せる船舶の取扱い

宍道湖は、遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊適法）上、農林水産大臣が定める内水面に含まれていないため、**宍道湖のみで釣り客を乗せ、営業航行する事業は、遊適法にいう遊漁船業に該当しません。**このため、釣り客を乗せる船舶であって、**旅客の搭載と営業航行が宍道湖のみに制限される場合に限り**、今回の安全設備義務化については以下のような取扱いとなります。

●船舶検査証書の旅客定員が13名以上の場合

- ⇒ 遊適法における遊漁船にも、海上運送法の事業船にも該当しませんが、船舶安全法における「旅客船」に該当することになるため、安全設備の義務化が求められます。
- ⇒ 宍道湖は、湖（琵琶湖を除く）となるため、このうち、法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等については適用対象外です。
- ⇒ 宍道湖において、水温が10度未満となる期間（12/13～3/19）に営業航行する場合であって、伴走船や救助船を配備しない場合に限り、救命いかだ等については適用されません。適用日は令和7年4月1日で、経過措置は同適用日以降の最初の定期検査までです。（：令和7年4月1日以降にくる最初の定期検査で、いかだ等の積付けを行っているか、いかだ等の搭載を要しない方法を実施するかの確認がなされることとなります。）ただし、港則法の港域の範囲内で釣り客を乗せ、航行する場合は、通年、救命いかだ等の積付けは適用対象外となります。

●船舶検査証書の旅客定員が12名以下の場合

- ⇒ 今回の安全設備はすべて適用対象外となります。
- ⇒ このため、旅客定員が13名以上の船舶が、12/13～3/19の間だけ、旅客定員を12名以下に落とした場合も、今回の安全設備はすべて適用対象外となります。